

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 土壌分析単価契約
- 2 施 行 場 所 三重用水施設内
- 3 工 期 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令 和 7 年 10 月 28 日 12:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課 担当者
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
 - 5)質 問 書 令 和 7 年 10 月 17 日 12:00 まで
※質問の回答については、令 和 7 年 10 月 21 日 までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和7年10月28日 16:00 までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 4 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

土 壌 分 析 単 価 契 約

仕 様 書

令和 7 年 1 0 月

独立行政法人水資源機構

木曽川中下流用水総合管理所

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構が委託する「土壌分析単価契約」（以下「本契約」という。）に適用する。

第 2 節 業務概要

本契約は、三重用水施設管内において、土壌分析が必要な際に、別紙 1 「土壌分析項目一覧表」に示す項目について土壌分析を行うものである。

第 3 節 施工場所

試料の採取箇所は、三重県鈴鹿市加佐登町地内他

第 4 節 納入場所

愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東 26-1 木曾川中下流用水総合管理所

第 5 節 業務期間

業務期間は、契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで（夜間、土・日曜日及び祝祭日を含む）とする。

第 6 節 業務内容

受注者は、発注者が土壌分析を依頼した際、別紙 1 「土壌分析項目一覧表」に示す項目について、土壌分析を行うものとする。

なお、土壌分析の項目・日時等必要事項については、別紙様式 1 「土壌分析依頼書」にて発注者が指示する。

第 7 節 成果品の提出

受注者は、依頼毎に以下に示す成果品を提出するものとする。

(1) 土壌分析結果報告書（紙ベース）

第 8 節 権利義務の譲渡等

受注者は、本契約から生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

第 9 節 疑義等

受注者は、仕様書等に記載のない事項又は履行に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

－ 以 上 －

土壌分析単価契約 一覧表

分類	No.	試験項目	単位	単価
1. 土壌環境基準	1	カドミウム	項目	
	2	全シアン	〃	
	3	有機燐(りん)	〃	
	4	鉛	〃	
	5	六価クロム	〃	
	6	砒(ひ)素	〃	
	7	総水銀	〃	
	8	アルキル水銀	〃	
	9	PCB	〃	
	10	銅	〃	
	11	ジクロロメタン	〃	
	12	四塩化炭素	〃	
	13	クロロエチレン(塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	〃	
	14	1,2-ジクロロエタン	〃	
	15	1,1-ジクロロエチレン	〃	
	16	1,2-ジクロロエチレン	〃	
	17	1,1,1-トリクロロエタン	〃	
	18	1,1,2-トリクロロエタン	〃	
	19	トリクロロエチレン	〃	
	20	テトラクロロエチレン	〃	
	21	1,3-ジクロロプロベン	〃	
	22	チウラム	〃	
	23	シマジン	〃	
	24	チオベンカルブ	〃	
	25	ベンゼン	〃	
	26	セレン	〃	
	27	ふっ素	〃	
	28	ほう素	〃	
	29	1,4-ジオキサン	〃	
2. 土壌汚染対策法に定める土壌含有基準及びダイオキシン類対策特別措置法に定める土壌基準	30	カドミウム及びその化合物	〃	
	31	六価クロム化合物	〃	
	32	シアン化合物	〃	
	33	水銀及びその化合物	〃	
	34	セレン及びその化合物	〃	
	35	鉛及びその化合物	〃	
	36	砒素及びその化合物	〃	
	37	ふっ素及びその化合物	〃	
	38	ほう素及びその化合物	〃	
	39	ダイオキシン類	〃	
3. 物理性状	40	コーン指数	〃	
	41	含水比	〃	
	42	粒度分布	〃	
	43	最大径	〃	
	44	臭気	〃	
4. 合計	45	No. 1～No. 44を 各1回実施した場合の総価	式	

土壌分析依頼書

土壌分析単価契約仕様書第 1 章第 6 節に基づき、以下のとおり依頼する。

1. 依頼日 令和 年 月 日 ()

2. 調査場所

3. 調査項目 別表に示すとおり。

4. その他

5. 依頼者 独立行政法人水資源機構
 木曽川中下流用水総合管理所
 所属：
 氏名：

土 壌 分 析 単 価 契 約 書 (案)

独立行政法人水資源機構木曽川中下流用水総合管理所（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、発注者が必要に応じて行う土壌分析業務（以下「土壌分析」という。）に関し、次のとおり単価契約を締結する。

（総 則）

第1条 発注者は、必要に応じ土壌分析を受注者に依頼し、受注者はこれを実施するものとする。

（期間等）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和8年3月31日まで（夜間、土・日曜日及び祝祭日を含む）とする。

（費用の負担等）

第3条 発注者は、土壌分析の実施にあたり必要となる費用を負担するものとする。

2 受注者は、土壌分析結果を提出し確認を受けた時は、別添「土壌分析単価項目一覧表」（以下「単価表」という。）に基づき支払い請求書を作成し、発注者に提出するものとする。

3 発注者は、前項の支払い請求書を受理したときは、速やかにその金額を受注者に支払うものとする。

（土壌分析依頼方法等）

第4条 発注者は、土壌分析を受注者に依頼するときは、以下に連絡する事とし、受注者は速やかに対応しなければならない。

土壌分析依頼先 (000)-000-0000 〇〇〇〇〇 〇〇部

2 発注者は、土壌分析を受注者に依頼するときは、別紙様式1「土壌分析依頼書」に試験項目等の必要な事項を記載し、受注者に提出するものとする。

3 受注者は、「土壌分析依頼書」に基づき土壌分析を行い、その結果を速やかに整理し発注者に提出するものとする。報告様式は、受注者の様式による。

4 発注者は、必要があるときは受注者に対し業務の実施状況、その他必要な事項の報告、若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をする事が出来る。

5 発注者は、単価表に記載のない土壌分析を受注者に依頼するときは、その土壌分析の実施にあたり必要となる費用について、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約から生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

（契約の解約）

第6条 発注者又は受注者が、契約期間内に本契約を解約するときは、1ヶ月前に相手方に解約の通知をしなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、相手方に通知して本契約を解約することができる。

- 一 受注者が、理由なく土壌分析に応じないとき、土壌分析を著しく遅滞させたとき。
- 二 受注者が、受注者の責めに帰すべき理由により発注者の指定する期限までに土壌分析の結果を提出する見込みがないと明らかに認められたとき。
- 三 発注者又は受注者が正当な理由なしに契約の解除を申し出たとき。
- 四 受注者が発注者の承認を受けないで契約の履行を第三者に譲渡し、又は委託したとき。

（その他）

第7条 本契約に定めのない事項又は各条項に疑義が生じたときは、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1
独立行政法人水資源機構分任契約職
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一

受注者

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年10月15日に交付された(件名:土壌分析単価契約)の見積依頼書等
を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。